

第四百四十回国会
衆議院

行政改革に関する特別委員会議録 第十三号

平成九年六月三日(火曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 自見庄三郎君

理事 谷津 義男君

理事 鹿野 道彦君

理事 枝野 幸男君

赤城 徳彦君

大野 松茂君

金田 英行君

谷 洋一君

中山 利生君

船田 元君

山口 俊一君

伊藤 達也君

今井 宏君

斉藤 鉄夫君

永井 英慈君

増田 敏男君

安住 淳君

石井 紘基君

吉井 英勝君

前田 武志君

出席国務大臣

国務大臣
(総務庁長官) 武藤 嘉文君

出席政府委員

総務庁長官官房
審議官 瀧上 信光君

総務庁人事局長 菊池 光興君

総務庁行政管理
局長 陶山 晴君

総務庁行政監察
局長 土屋 敷君

委員外の出席者

建設省住宅局住
宅・都市整備公
団監理官 亀本 和彦君
特別委員会第三
調査室長 田中 達郎君

委員の異動

六月三日

辞任

熊代 昭彦君

杉浦 正健君

池田 元久君

生方 幸夫君

本島日出夫君

同日

辞任

大野 松茂君

川崎 二郎君

石井 紘基君

古川 元久君

吉井 英勝君

補欠選任

川崎 二郎君

大野 松茂君

石井 紘基君

古川 元久君

吉井 英勝君

補欠選任

川崎 二郎君

大野 松茂君

石井 紘基君

古川 元久君

吉井 英勝君

本日の会議に付した案件

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に
関する法律案(内閣提出第六九号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特殊法人の財務諸表等の作成及び公
開の推進に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。宮本一三君。

○宮本委員 きようは、特殊法人の財務諸表等の
作成及び公開の推進に関する法律案の問題につい
て、いろいろ質問をさせていただきたいと思われ

けでございいます。

特殊法人につきましては、最近、非常にマスコ
ミその他で大きく非難を受けておるのは御承知の
とおりでございいます。ただ、いろいろ考えてみま
すと、一方ではそういった非難もありますが、他
方、戦後の日本の経済復興の過程で、どうしても
民間の分野では手が出にくいといったような問
題、あるいはまた資金的にも余りにも大きな金
が必要になる、そういったこと等に対応する意味
で、いわゆる特殊法人が果たしてきた役割もまた
十分評価しなければいけない、このように私は思
うわけでございいます。

ただ、残念ながら、最近、そういった特殊法人
に対する風当たりが非常に強くなってきていると
いうところをいろいろ考えてみますと、一つに
は、やはり巨額の公的な資金が投入されている。
平成八年度までの特殊法人に対する出資累計額を
見ましても、二十八兆円という膨大な額になっ
てきているというふうに思いますし、そういった
中で、残念ながら、膨大な公的資金を投入されな
がら、その運営の実態について、国民の立場から
見るとわかりづらい、必ずしもはつきりされてい
ないという点が多々あるわけでございいます。

私は思うのですが、やはりそういった意味で、
この特殊法人の内容、特に公的資金の使途である
とか、あるいはまた経営内容の実態、こういった
ものが本当中に中までわかるような形で公開して
いただく必要が特に大きいのではないかとこのよう
に思うわけであります。

最近も、特殊法人の数を減らすというような作
業、これも努力をされておることはわかりますけ
れども、確かに数の上では、九十二あった特殊法
人が八十七に減ったというふうなことを言われて
おりますが、しかし、つぶさに見てみますと、二
つ、三つを一つに合体させたにすぎないような実

態ということも非常に大きな失望を招いているの
ではないだろうかと思うわけであります。

そこで、大臣に最初にお伺いしたいのでござい
ますけれども、この法律案が特殊法人のディスク
ロージャーの推進に果たす役割といたしますか、持
っている意味合いといたしますか、こういったものに
ついて、最初に長官のお考えをひとつお聞かせ願
えばありがたいと思ひます。

○武藤国務大臣 いろいろ行政監察をやりまし
ても、特殊法人の経営の実態を見ておりますと、残
念ながら、民間の企業と比べましても、十分その
財務内容が明らかになっていないということがわ
かってきたわけでございいます。今御指摘のよう
に、特殊法人に対していろいろの社会における御
批判もあるわけでございまして、それを踏まえ
て、特殊法人の財務内容については当然ディスク
ローズをしていくのが当たり前のことでありまし
て、正直、これは遅きに失することだと私は思う
のでございいます。

いずれにしても、そういう反省の上に立つて、
今後は民間の会社以上にディスクローズをしてい
って、国民の理解と信頼を得て、そして特殊法人
は特殊法人の任務をしつかりと遂行していくべき
ではないかということから、このようなことをお
願ひいたしておるわけでございいます。

○宮本委員 今の大臣のお言葉、非常に力強く感
ずる次第でございまして、民間企業に比してもお
くれているような実態というものには非常に残念で
あり、また、このたびのディスクロージャーに対
するアクションも遅きに失するところとございま
して、そういう精神でぜひ今後ディスクロージ
ャーについて進めていただきたいと思うわけで
ございいます。

特殊法人と並行して、行政機関の情報公開につ

いても、これは非常に大事な局面に今来ているのではないかと思うわけでございます。そんなことで、ちよつと行政機関の情報公開への取り組みについてお尋ねしたいと思うのです。

行政機関の方の分については、随分と昔からいろいろと議論がされてまいっておりますし、また、これまでも文書の閲覧制度の整備など、いろいろな面で御努力されてきたことを十分存じておりますし、また非常に評価しているところでございますが、さらにもう一段努力をお願いして、情報公開への取り組みを積極的に展開していただきたい、このように思うわけでございます。

昨年末に行政改革委員会の方から、情報公開法の確立に関する意見書というものが出されまして、行政文書に対する開示請求権制度を中核として、情報公開法要綱というのが示されております。政府の方は最大限これを尊重するというところで、今年度内にも法律案が国会に出されるのかな、そういう形で閣議の方でも決定しておられるように伺っておりますが、これは本当にそういう形で早く提出がされるのかどうか。

行革委員会の意見を受けて、今年度内の国会に提出されるというふうになっております行政機関の情報公開法案について、今、政府部内での検討状況はどんな段階まで来て、どういう段取りになつておられるのか、もしお示し願えればありがたいと思います。

○武藤国務大臣 今御指摘のとおり、行革委員会の方から情報公開についての要綱をちょうだいいたしましたし、私もそれを尊重するということを政府として決めたわけでございます。それを受けまして、今、総務庁の方で情報公開についての対策室を実は設置いたしました。たしか十数人だと思ひますけれども、職員がその対策室で情報公開法の法案の作成に向けて努力をいたしておるわけでございます。

たしか六百以上の法律が関与いたしておりますのでなかなか作業は大変なようでございますけれども、めどをいたしましては、遅くも平成十年の

いわゆる一年後の次の通常国会でございますが、次の通常国会には必ず提出するというところで作業を進めております。

細かい点については、事務局から御説明をさせていただきますと存じます。

○瀬上政府委員 お答えいたします。

情報公開法の立案の具体的な内容でございますが、情報公開法は、何人に対しても請求目的のいかなを問わず行政機関の保有するすべての文書に対する開示請求権を定めるといふ、我が国では今までに例のない新たな立法でございます。また、この法律は全庁全部の行政運営に関する基盤的な法律でありまして、プライバシーや企業秘密等の個人の権利利益や国民の安全等の国民全体の利益にかかわるものもありまして、関係する法律も非常に多々ございます。このため、その立案に当たりましては、法制的また行政運営上の実態面においても広範な膨大な立法作業が必要となるわけでございます。

政府部内では、大臣がただいまお答え申し上げましたように、総務庁に情報公開法制定準備室を設けまして、要綱案で示された新しい考え方や仕組みを法律の文言にするための条文化の作業、そして行政情報全般に関する開示請求権を認める情報公開法と、個別に行政情報の公開、非公開を定める極めて多数の関係法律との調整、情報公開に对应した政府全体としての文書管理のあり方の検討等のいろいろな立案作業がございまして、こういったものにつきましまして、全庁を対象として関係法律の調査、それぞれの各省庁の文書管理等につきましましてその実態調査、そしてその検討を行つておるところでございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

膨大な作業を今やっておられるということでございます。また、次の通常国会に何とか出したいということでも御努力を願つておることもわかりました。

これは要するに、何人にも開示請求権ということからいまして、原則としてネガリストとい

ますか、要するにこれとこれはどうしてもだめだというふうなものはやむを得ないとして、それ以外は原則として何でも開示請求できる、要するに、行政文書の開示についてはポジリストからネガリストに変わるといふような大まかな理解でいいのでしょうか。

○武藤国務大臣 細かい点はまた事務局からあれでございますが、私どもは、要は情報の公開が原則であつて、その点は今までと百八十度違った考え方の方で立つておるわけでございます。ただ、国家の安全に関するところとあるとか、あるいは企業の安全な機密に関するところ、あるいは個人のプライバシーに関するところなどについて、これはやはり公開すべきではないというものは例外的に考えていかなければいけない、こんなことで作業を進めていると私は承知をいたしております。

○瀬上政府委員 お答えいたします。

行政改革委員会の意見におきましては、情報公開法に基づく開示請求権制度においては、一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報とし、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書は請求に応じて開示されるものとすべきこととしてしまして、ここで不開示のものとして六つの類型を定めております。一つは個人に関する情報、二つ目は法人等に関する情報、三つ目は国の安全等に関する情報、四つ目は公共の安全等に関する情報、五つ目は審議・検討等に関する情報、そして六つ目が行政機関の事務・事業に関する情報、この六つの類型につきましまして不開示情報として定めているわけでございます。

以上でございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

ところで、行革委員会の意見では、特殊法人の情報公開については、政府は法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとするというふうになされておりますが、この特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律と、今お答えをちょうだいいたしました行政改革委員会の意見を受け

て進められている行政機関の情報公開法案、これは今検討中ということでございますしあれでございますが、これとの関係はどのようになっているのでしょうか。

要するに、特殊法人の公開に関する対応と行政機関の情報公開法案との関係といひますか、同じようになつておるのか。若干対象が違いますから内容も違うのか。その点について伺ひたいと思ひます。

○土屋政府委員 行政改革委員会の意見におきましては、情報公開という中身を情報の開示ということと情報の提供という二つの概念を使つております。したがって、広い意味におきましては、今回の法律案というものは情報の公開を進める措置の一環と位置づけることは可能だろうというふう

に思つております。ただ、今回の法律案は、国民の開示請求権を一般的に保障するような情報開示請求権制度を導入するといふものではございませんで、情報提供のためのシステムとして、特殊法人の一定の範囲の財務関係書類について閲覧の仕組みを整備しようといふものでございます。

○宮本委員 今の説明だと、現在検討中の行政機関の情報公開法案は、要するに、何人にも開示請求権を認めるという原則的なものがあるが、今若干の例外はやむを得ぬというあれですが、今我々が審議しているこの特殊法人の法案については、端的に言えば、どうもそこまでいつてないといふような説明だと思ひます。そうなりますと、情報公開法の適用対象には特殊法人はならないといふことなんです。

○瀬上政府委員 お答えいたします。

現在検討中の情報公開法案における特殊法人の取り扱いについてでございますが、行政改革委員会の意見におきましては、基本的に特殊法人の情報公開を推進する必要があるということについては共通認識がございまして、特殊法人の法的性格、国との関係等はさまざまでありまして、個々の特殊法人の性格、業務内容に的に対応した制

度を整備し、施策を講ずることが必要であることとし、行政機関を対象とした情報公開法をそのまゝ特殊法人に直接適用することは適当でないというふうに判断されまして、特殊法人につきましても情報公開法の対象機関から除かれております。

このような考え方となりましたのは、情報公開法は、国民と行政機関との間に、情報の開示に関して新たな権利義務関係を定める制度でありまして、国民といわば行政主体としての行政機関との関係を前提としており、一方、特殊法人は、公司、事業団、N T T等の特殊会社、NHK等多様なものが含まれておりまして、その法的性格、業務内容、国との関係が区々となっておりまして、行政主体として認めるべきものとそうでないものととの区別が、今の時点では困難な状況にあること等によるものであると承知をいたしております。

このため、行政改革委員会では、政府に別途、特殊法人の情報公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを義務づける規定を情報公開法に明記すべきことを指摘しているところでございます。政府としましては、このような意見に沿って立案作業を行っているところでございます。

○宮本委員 今の説明、もうちょっと突っ込んだ考え方ができる、あるいはできたのではないかと正直思うわけでございます。確かに、行政機関と特殊法人の違いということはあるのでございまして、公開に関するところから、内容に関する話でございまして。そういう、国民にできるだけガラス張りしようという角度から考えますと、どうも特殊法人だけでも一つ前へ進めなかつたという今回の改定については、いろいろな面で非常に大きな前進はあつたと思ひますけれども、非常に残念に思つているということを率直に申し述べたいと思ひます。

新進党の方でも独自に、行政情報の公開に関する法律案の検討を進めてまいつております。現在、法律案もでき上がつて、今国会中にも提出で

きる段階になつていふふうに思ひます。その中で、特殊法人については、これを行政機関と同じように扱つて、開示請求の対象にすることといたしておるような次第でございまして。

確かに、特殊法人、いろいろ難しい内容を抱えていることは事実でございすけれども、国民の不信といふのは、そういうものが非常に拡大している最大の原因は、やはり内容がわからない、わかりにくいようにしているという、そこにあるわけですから、これは本当に、この法案についても、ある段階で行政機関と同じような、非常に厳しい目で公開をさらに迫つていく努力をしていただきたい、このように思つてございまして。

確かに、行政機関の情報公開の対象から除くということでは、本来の趣旨から非常に不十分だといふふうに思つてございまして、この点、どうお考えでしょうか。

○武藤国務大臣 事務当局の答弁は先ほどのようなことでございまして、特殊法人もいろいろ形態があるわけでございまして、しかし当然行政機関にほとんど準ずるようなものもあるわけでございまして、できればその辺は仕分けをして、やはり特殊法人の中でも、これとこれは情報公開法の対象にすべきだといふようなことができれば、やはりたいと私は思つております。ぜひその辺は、私も少し研究させていただきます。きょうの法律の対象ではございせんので、今度の情報公開法のときのことでございまして、今のような考え方でひとつ私自身が対処していきたいと思つております。

○宮本委員 大臣の非常に積極的な発言、ありがたく存する次第でございまして。

特に、やはり特殊法人もいろいろありますから、特殊法人の中で、まず行政機関の情報公開の対象と同じように取り扱つた方がいいという色分けのできることは、大臣、今申されたように、ぜひ積極的に取り入れていただいて、公開をさらに進める方向へ御努力をお願いしたいと思ひます。

それから、既にいろいろと大臣の方からも御説明がございましたように、もう一度長官の方から、行政機関の情報公開法案の早期提出についての決意みたいなものがございましたら、ひとつお願いしたいと思ひます。

○武藤国務大臣 先ほどお答えをいたしましたようなことでございまして。

正直、最初は、事務当局は、もつと遅い、大体来年の六月ごろというやうなめどを立てておつたやうでございすけれども、私は、やはり次の通常国会の、なるべく早い機会に提出をすべきだといふことで今推し進めてきております。これよりもつと早くというのはなかなか大変かと思ひますが、いずれにしても、これは国民の行政に対する信頼を回復する一助にもなることは間違ひございせんので、できるだけ情報公開法は早く法案を提出できるように、今後も努力をしてみたいと思つております。

○宮本委員 特殊法人の問題にもう一度戻りたいと思つてございまして。

最近、特殊法人に関するいろいろな批判を見ておりますと、やはり天下りの問題とか、あるいは役員給与とか、また退職金に関する意見、そういった批判が非常に大きくなつてきていることは御承知だと思ひます。また、そういったものが非常に多数の子会社を形成いたしまして、一つのファミリーといふか、グループといふか、そういったものが特殊法人のあり方を非常に不鮮明にしているという指摘でございまして。

この法律案を今国会に提出するという方針を決められた行政改革プログラムの閣議決定においても、特殊法人のディスクロージャーの詳細について定めているようでございまして。私が今申し上げましたように、特殊法人へのいわゆる天下り状況あるいは子会社の状況といったような事柄も、今度の法律が通過すれば、政省令等いろいろなものがだんだんと整備されていくと思ひますが、要するに、この特殊法人のディスクロージャー法によつて、今問題になつていふやうな天下りの状況と

か子会社の状況、そういったやうな問題点もはっきりしてくるというふうに期待していいのかわかり、ちよつとお願ひしたいと思ひます。

○武藤国務大臣 今のお話の特殊法人の天下りの問題などにつきましては、公務員制度調査会がこの四月に発足をいたしました。公務員制度調査会でもいろいろ御議論をいただきたいと思つております。

それから、今御指摘の特殊法人の子会社の問題については、今回お願ひをいたしております公開の中で、例えば附属明細書とか事業報告書とか、これは今度公開することになっておりますけれども、そういうものの中で、子会社に対してどういう形で関与しているのかといふやうな話もその報告書の中に入つてまいりますので、ある程度は、今まではディスクロージされていくのではないかと今思つております。

いづれにいたしましても、今年度以降三年間かつて、特殊法人のすべてを対象にして、果たして今の特殊法人のあり方が適正なのかどうかといふことを、場合によつては、今の時代に果たしてこれからの特殊法人は存在をすべきか否かなければならないのかといふことも含めて、行政監察をやる予定にいたしております。

それを踏まえて、今お話のありましたやうな、いろいろの子会社との関係とか天下りの関係とか、すべてを私どもは監察の対象にしてチェックをしていきたいと思つておりますし、場合によれば、適正でないところは監察で勧告をすることになりますし、また場合によれば、必要でないと思はれる特殊法人については、そういうものは必要ではないんだということも、行政監察の結果勧告することもあり得るというふうに考えております。

○宮本委員 今の問題について、大臣からかなり詳しく説明をいただきましたが、この法律が通過したことにによりまして、政省令その他いろいろな整備をしていくことによつて、どんなことが特殊法人について国民の目の前にはつきりと示されて

くるのかということを、ちよつと事務当局から御説明していただきたいと思ひます。

○土屋政府委員 先生御指摘のように、今回の法律によりまして進められる具体的な開示内容につきましては、昨年十二月に閣議決定を行いました行革プログラムにおいて定めるところでございます。

具體的に申し上げますと、天下りの問題につきましては、事業報告書の中に、役員の経歴欄において役員の主要経歴などが記載されることになっております。また、役員の給与と退職金につきましては、附属明細書の中で、役員及び職員の給与の明細においてその総額が明らかになります。

また、子会社等いわゆるファミリー企業の実態につきましては、事業報告書におきまして、民間部門で明らかにしている子会社等についてはもちろんでございしますが、特殊法人の公益性にかんがみまして、関連公益法人も含めまして、その名称、資本金、事業内容、事業上の関係などが明らかにされます。また附属明細書におきましては、特殊法人からの出資や債権債務の状況が明らかにするというところでございます。

○宮本委員　天下り、給与、それから子会社とのやりとりといいますが、そういった問題も事業報告書なりあるいは附属明細書の整備の過程で、だんだん特殊法人全体について公開が進んでいくという話でございます。ぜひひとつ政省令段階での規定をがつちりと細かく決めていただいて、非常に規定がわかりやすい、見やすい公開に特殊法人の内容がなりますようにお願いをしたいと思います。

ところで、特殊法人は、今言いましたように、数あるわけでございますが、規模的にも一番大きいのを見ますと、やはり住宅・都市整備公団ではないかと思えます。そういうことで、住宅・都市整備公団の問題を一つの例として、若干具体的な問題について聞かせていただきたいと思います。

確かに、昨年末のディスクロージャー、非常に分厚い特殊法人に関する調査結果報告書一覧とい

いますか、そういう分厚い報告書が出ておりますが、住都公園をちよつと見てみますと、子会社、関連会社が十七社に上っております。大きい関連会社もあれば非常に小さいものもありますが、その中で一番大きいのが日本総合住生活株式会社であります。

資本金は三億六千万でありまして、その三分の二が住都公団からの出資ということになっております。また従業員数も二千二百人に上っております。公団本体の半分弱になるのですか、非常に大きな規模でございますし、この二千二百人の従業員のほかに、アルバイトだとかパートが四千一人近くいるような話も聞いておりますだけに、非常に大きな関連会社と言えるわけでございます。

また、その業務内容をちよつと見せていただきましたが、公団住宅の団地の管理業務であるとか、あるいは住宅の維持改善業務などを行つております。いわば公団住宅の管理サービス業務、あるいは外壁の塗りかえであるとか、水道管の取りかえといったような工事の相当部分を引き受けてやつておられるわけでございまして、見方によつては、世界最大の住宅管理会社かなというふうに思ふ次第でございます。

これは、建設省に御出席をお願いしているんですけれども、この日本総合住生活株式会社と、その親会社の関係になる住都公団との具体的な業務上の関係について、例えば受注の内容とか、その金額とか、あるいは公団発注に占める割合といったような問題も含めて、住都公団と住生活株式会社との関係、非常に密接な関係にあると思うんですが、それについて若干の説明をお願いしたいと思います。

○亀本説明員　御指摘の日本総合住生活につきましては、公団住宅の管理業務につきまして、公団の業務の補完、効率化を図るために、御指摘のとおり、昭和三十六年に公団が設立した会社でございます。

主な業務内容でございますけれども、大別して二つに分かれております。一つは、公団の現場管

理業務の補完業務、もう一つは、競争入札等によりまして修繕工事を受注するという二つの業務に大きく分かれております。

この日本総合住生活の公団からの受注額でございますけれども、前に申しました、現場管理業務費を補充する業務につきましては約九百億、平成七年度の実績でございます。競争入札等によりまして修繕工事を受注した量が二百七十億でございます。合わせまして千百七十六億でございますけれども、これは会社全体の売り上げに對しまして、公団の発注に係るものは七〇％でございます。また、逆に公団の発注額全体に占める割合でございますが、これは約一〇％となっております。

以上でございます。

○宮本委員　公団の方から見ると一〇%というところでそれほどウエートを持っていないんでございますが、逆に会社の方から見ると売り上げの七〇%が公団様ということでございますだけに、公団丸抱えと言うとあれですけれども、本当に公団に寄ってかかっているという感じでございます。

それはそれで、発生的にもいろいろな理由があるわけですが、発生的に、まずこういうたゞしい関係のあることに、その上に人事関係も含めて見ていく過程で、いろいろと疑惑がわいてくるというわけでございます。

活の役員が十九名というふうになっておりますが、これは、住都公団あるいはその元締めである建設省の出身というふうなことも含まして、具体的に何人ぐらい役員の中に公団関係者が入っておりますか、ちよつとお示し願いたいと思ひます。し、その数字は、十年ぐらい前と比べてどんな状況なのかというのをお伺いしたいと思います。

○**専本説明員** 御指摘の日本総合住生活につきま
しては、公団が三分の二を出資しておりますけれ
ども、役員十九名のうち、公団出身者は十一名、
五八%でございます。そのうち、建設省出身であ
り、なおかつ公団出身者という者が二名含まれて
おります。

十年前等の数字につきましては、ちよつと手元にございませんで、後ほど。

○宮本委員 十九名中十一名というところ、やはり外

から見るといろいろ言いたくなるというか、そういう声がいろいろ上がってくるのもやむを得ないかと思うわけでございます。

正直言いまして、住都公団に関しましては、この日本総合住生活株式会社を断トツに大きな一つの関連会社でございますけれども、そのほかにも十六の会社、小さいところでは数名というふうなところもありますし、平均して四、五十人程度の会社が多いと思います。

それで、確かに、こういった会社が多数あるというところで、全く天下りの受け皿づくりのためではないかというふうな言い方をマスコミなりいろいろなところからされてしまうわけでございまして、必ずしもそうじゃないというふうな気もするわけでございますけれども、しかし、基本的には、こういった子会社への建設省あるいは住都公団からの天下りということをこれほど大きくやつておられるということに批判があるわけでございします。大臣、これはどういうふうに対応されていかれるお考えか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○武藤國務大臣 私どもでやれることは、先ほど私が答弁の中でちよつと申し上げましたが、今後、特殊法人についての行政監察をこゝしから三年計画でやつてまいります。その中で、当然、そういう天下りのなこと、あるいはもう一つは子会社、場合によれば孫会社といったような形で、今御指摘のいわゆるファミリー的というか、役所と特殊法人あるいはその子会社、孫会社までいろいろとつながっているということに対しての御批判が非常にあるわけでございますから、そういう点についても十分行政監察の中でチェックし、正すべきものはぜひ正すという方向で勧告をしていきたい、こう考えております。

○宮本委員 今の大臣の御答弁でございますが、確かに、行政監察を最近も非常に積極的にやつて

おられまして、そういった中で厳しい指摘をされている御努力に對しまして、私も非常に評価しているものでございますが、これからはずっと続けていっていただくようにぜひお願いしたいと思っております。

それから、建設省の方に対しまして、世論の批判というものを踏まえて、的確な対応を望みたいと思うわけでございますが、今申しましたような公団の例でもそうでございますが、ファミリーの拡大といえますか強化というふうなことがどんどん進んでいるように思うわけでございます。

それと同時に、一方では、公団の経営内容についてもいろいろ問題が指摘されております。平成七年度の住都公団の損益計算書を見てもいいましたが、損失金十一億六千万円というふうなことになるっておりまして、前年、平成六年度の三億三千万円に比べますと相当ふえております。

一年ごとにとにかくということにはなりませんけれども、こういった赤字が出てくるということ、これは表面向きは、わずかに十一億じゃないかという見方もできるかもしれませんが、大きな組織の中の十一億は大したことないといえ、大したことないのでございますが、しかし、これは、その裏に膨大な公的資金の投入ということを踏まえ、そして、いわば修正した経常損益のようなものでございますだけに、本来そういう赤字となるべきものを穴埋めしている国庫補助金であるとかいろいろ公的資金の額を計算しますと、これは膨大な額になってくるというふうに思うわけでございます。

また、資本金もどんどん累積してきておりますが、これも二千八百八十八億円にも達しているというところでございますから、そういった出資金あるいは補助金、財投等國費をいろいろそろえてやっているわけでございますだけに、実態としての経営内容は今非常に悪いということを一つ指摘させていただきます。

それと、もう一つは、例えば賃貸住宅の減価償却について、逆定率法の適用がなされているよう

に聞いております。確かに、企業の会計原則、企業を何とかうまく内容をよくしようという意味で、普通、定率法ということ、資産の減価償却に当たっては当初できるだけ多目の償却をやる、せいぜい定額法ですと同一額というところでございまして、逆定率というものは、むしろ最初は償却しない、黒字が出るようにするというところでございまして、企業会計の原則から見て、必ずしも健全な方法かどうか、非常に疑問であります。

そういった要請も、実は、国策といえますか、安い家賃で、非常に困っている国民の住宅を急いで提供しようといった政策に相呼応しての対応でございまして、安い家賃ということからどうしても償却を高くできなかったという理由もわからないわけではございませんけれども、しかし、後年度にだんだん負担が重くなっていくような格好になっているということも非常に心配でございまして。

そういったことから考えますと、だんだん公団の将来の経営を圧迫してきているのじゃないかというふうに心配するわけでございまして、この点についてどのようにお考えか、ひとつお願いしたいと思っております。

○武蔵國務大臣 住宅・都市整備公団につきましては、今御指摘のような形で、結構多くの補助金が出たり、また出資もふえております。いま一つは、財投から大変なお金が入り込んでおるわけでございまして。

この間私は行革会議で話題として提供したわけでございますけれども、たまたま大蔵省でヒアリングがございましたときに話題を提供いたしましたのは、一体財投というものは、どうも大蔵省は第二予算、あるいは各省とも第二予算と考えているのじゃないか。あくまで投融資でございまして、融資である以上は、当然返済を将来必ずしももらえるというところへ財政の投融資というのはやるべきであって、今御指摘のように、毎年

毎年赤字を重ねているところがどうして返済ができるのだろうかということ、私は大蔵省に對して話題を提供したわけでございまして。

私自身は、これから行政改革に取り組んでいく中においては、こういう財政投融資のあり方自身も考え直していかなければいけないのじゃないか。それは、入る方も出る方も、例えば入る方も、資金運用部に郵貯なりあるいは年金の保険料なりをすべて任せてしまおうというところにやはり問題があるのじゃないか。出る方は出る方で、今申し上げますように、赤字である方が何だろ、政府関係機関にどんどん融資がなされていく。そして、それは一体返済のめどが立っているかという、立っていない。これではいけないと私は思っております。

そういう観点から、今のような住宅・都市整備公団についても、いろいろ行政監察をやるときに、なぜそういう赤字を出さなければいけないのか。先ほど御指摘のように、安い家賃で貸さなければいけないというのはわかりませんが、それは、土地の取得のときに、本当に安い土地を安く買いたたけたのか、あるいはひょっとして安易に土地を高い値段で買いたたけたのか、そういう点も私はチェックしていかなければいけないのじゃないか。

要は、赤字を出さないようにするにはどうしたらいいか。これはやはり経営でございまして、そういう点はチェックをし、少なくとも赤字を出し続けているようなところへは、今後は財投は出さないというぐらゐの姿勢を大蔵省は示すべきだということ、大蔵省には私は言っておるわけでございまして。そういう考え方に立つて大蔵省がやってくれば、おのずから私は改善されていくのではないかとこのように期待をいたしております。

○宮本委員 大臣の財投に対する考え方、非常にありがたいと思っておりますが、やはり財投資金は国家目的のためにやっているということ、これはそうございましてけれども、それでは、国鉄のような

ことになってしまってもいいか。これは後でどうしようもなくならないというわけでございまして。もちろん、国鉄も当時の言いわけはあったと思います。物価抑制のために公共料金を抑えざるを得なかったとか、いろいろあると思えます。

しかし、預かっているのが国民の資金でございまして。税金を出すのじゃない、融資でございまして。それだけに、返済についての確かなめどというものを保持するべきだと言われる大臣の御発言、非常に力強くお受けしたわけでございまして。そういった観点で、この特殊法人についてもしっかりとそういった角度で財投についても考えていただきたいと思いますし、また、財投そのものもあり方について、根本的に見直すべき時期に来ているというふうに思うわけでございまして。

時間の方も大分なくなつてまいりました。もう一つ、建設省の方にもっと伺いたい。最近、住都公団の場合、売れ残りが非常にたくさん出ているということが盛んに言われているわけでございますけれども、一体どのぐらゐの売れ残りがあつて、本当にマスコミで指摘されているようなどうしようもない事態になっているのかどうか、そこら辺をちよつと御説明願いたいと思っております。

○亀本説明員 住都公団の売れ残り問題でございましてけれども、三月末現在で千四百九十二戸の売れ残りがございまして、これにつきましては、ピーク時千八百戸程度ございましたので、漸次売れ残りの戸数は減つております。ちなみに、賃貸住宅につきましても、約一万戸を超えるものがございまして、家賃値下げ等営業活動を活発にいたしまして、三月末現在で三千八百戸程度に減つております。

以上でございます。○宮本委員 売れ残りが、あがが言われたときと比べまして、大変な努力をされて、今非常に少なくなつてきているという報告を聞きまして、安心いたしますが、うれしく思うわけでござい

こういったことはなかなか実際は、経営上の問題でございますが、景気が悪くなったりよくなくなったりしますから、売れ残りがないようにやれと言ったって難しいのは当然でございますけれども、大変な関心が持たれている大きな公園でございます。膨大な公的資金を投入されて、運用されている公園でございます。関係者の方々、ぜひ非常に慎重に、二重三重に注意をしてやっていただきたいと思うわけでございます。

今、一つの例として住宅公園をとったわけでございますが、最近、建設大臣の方からも、分譲事業は完全に撤退するというふうなことで、また、賃貸住宅もほとんどふやすのじゃなくて、町づくりとかあるいは再開発に限定してやるんだというふうな方針も示されております。

方向として、できるだけこういった公園、これは住都公園だけではございませんが、民営企業と競合するような分野についてはできるだけ民間部門に任せていく、どうしても民間部門では手が出ない、やれない、そういった分野だけに公園といったような機関が助けをする、そういった基本的認識に立つて、そういう方向へ、したがって当然に特殊法人についてもその数を、そしてその活動を減少する方向で進めていきたいと思います。

最後になりますけれども、総務庁長官にお尋ねしたいわけでございますが、この特殊法人のディスクロージャーの法律によって非常に大きな第一歩を踏み出すわけでございますし、そういったところまで来られたことに関しては大いに評価をし、我々としても積極的に、これをより前進させていitだく方向へ努力していただきたいと思ひ、また御協力もしていきたいと思うわけでございます。

これからの特殊法人のあり方をめぐる問題について、これは一つのステップでございますが、今後、特殊法人全体にどういう取り組みをしていくのかという基本的な問題を一つお伺いしたい。もう一点は、今回、特殊法人について行政監察

を実施してディスクロージャーが進められたわけですが、それはその外側にある特殊法人まがいの認可法人、それから行政の代行役割を担っているような一部の公益法人というものが非常に多いわけでございます。これらについて、やはり同じようにディスクロージャーさせるというか、メスを振るつもりというのか、そういった方向への努力を次にやっていただきたい。

この二点について、大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

○武藤国務大臣 特殊法人に対して今後どう対処していくかというところでございますけれども、これは先ほど答弁申し上げましたが、従来の行政監察は行政監察として、新たに、ことしから三年計画で特殊法人全体についてその必要性を含めて見直しをしていく。その中で、当然、今御指摘のありましたように、私も、一方においては、中央省庁の統合という形で全体の行政機構の改革に取り組んでおるわけでございます。

その中の一つには、規制緩和、地方分権推進とともに、民でやっていただける仕事はできるだけ官から民へ移す、こういう考え方もあるわけでございます。それから、行政組織の改革でやる以上は、当然特殊法人についても同じような考え方で進めていitて、場合によれば、今御指摘のように、民間でやるものは民間に移していitんじやないかというふうな私どもは考えております。そういうような方向に私どもはできるだけ提言をしていitたいと思ひております。

それから、いま一つは認可法人のお話でございます。それけれども、これは、私どもの方で認可法人についてもディスクローズするという方向で進めていitきたいと思ひて、今そういう方向で進めております。

○宮本委員 非常に力強い方向を示されましたので、感謝いたします。

以上で質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○綿貫委員長 次に、石井紘基君。

○石井紘基委員 石井紘基でございます。特殊法人の財務状況等についてディスクロージャーをするということについては、随分さまざまな経緯を経てこういう法案が出てくることになったわけでありまして、さて、それでは、この特殊法人のディスクロージャーを何のためにやるのか、これをするにによってどういう前向きな意義が出てくるのかという点について、大臣の御意見をまず伺いたいと思ひます。

○武藤国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、従来、特殊法人というものは、当然民間の会社以上にディスクローズすべきであつたにもかかわらず、結果的にはどうも民間の会社以上にディスクローズしていかつたというところで、やはりいろいろと指摘をされる、批判をされる問題が起きてきたのではないかと反省の上に立つて、私どもとしては、今後は、特殊法人がそのような批判を受けにくいように、いわゆる中央の省庁に準ずる行政機構の一つだと思ひますので、そういう面においては、こういうものについて、やはり国民の皆さんにわかりやすい形で運営がなされていitかなければならない、そういうことを踏まえてこのような法律をお願いいたしておるわけでございます。

○石井(紘)委員 国の機関の一部であるから国民にわかりやすいようにしなければいitかぬということでありまして、これまでの経緯の中でも、特殊法人によつて遂行されているさまざまな事業、あるいはそこに投ぜられる予算、その使われ方、そのしたもののについて極めて不透明であり、現に何度かの臨調等でも指摘をされておりますように、あいまいであるということ、中には、これは社会的に不公平ではないかと、あるいは法的にもおかしい、関連した面があるので、税金を使っている以上、これはオープンにしなければいitかぬというところになってきたのだと思ひます。

こうなつてまいりますと、特殊法人におけるさまざまな事業というものが、今までのように、お

役所の内部あるいはその特殊法人内部だけのものから、そうあつたというのがかしいわけですが、そこから脱皮して、今度は、国会審議を通してさまざまな事業なり予算の使われ方というものが進められていくようになるべきであるし、そうならざるを得ないというふうにも思ひますが、いかがでございますか。

○武藤国務大臣 御承知のとおり、予算の編成権というのは内閣にあるわけでございますが、その編成した予算案については国会で御審議をいただくことになっておるわけでございitまして、やはりそのルールというものは守つていitかなければならぬと私どもは思ひております。

ですから、国会でどういit今の御指摘でございますけれども、それは、政府が、内閣が編成をいたしましたものに対して国会でいろいろと御審議をいただくという形は今もとておるはずでございます。その点は、今までのやり方を、もつと公正というか、透明性を持った形でやつていitくというふうなことをやっていitかなければいitない。

そういう面では、今御指摘がありましたけれども、特殊法人についても、もつと透明性を持って、どういit形で事業が計画され、それに対して国がどうしても補助をしなければならぬ場合、あるいは財投から融資をしなければならぬ場合は、こういうことが目的であつて、そして、それは国家にとつても国民にとつても必要なことだからやるんだということが国民から理解されるような形で、今後運営がなされていitかなければならぬのは当然だと思ひております。

○石井(紘)委員 大変前向きな御答弁だと思ひますが、それを具体的にいかみ砕いて言わせたいたく、例えば住都公園であれば、どここの地域にどのぐらひの大きな団地をつくる、これについてどのぐらひの予算であるとか、どれぐらひの労働力が必要であるとか、あるいはダムであれば、どここの村にどれだけの規模のダムをつくる、これについて予算は幾らである、いitころつ

くる、そういうような個々の事業別の計画についても国会の審議を通してやらざるを得なくなるであらうということを考えるわけでありますが、いかがでございますか。

○土屋政府委員 今回のディスクロージャーというのは、特殊法人の経営内容に關しまして、民間部門の行っているディスクロージャーレベルの内容、それは必要事項として開示しようというものでございます。

先生御指摘の個々の事業の内訳につきまして、現在のところ、法令上区分して経理することになってはいるもの、例えば水資源開発公団につきましては愛知用水と豊川用水の關係、それから地域振興整備公団について言いますと、工業配置の關係、産炭地の關係あるいは地方都市開発整備事業等の關係につきましては、財務諸表の上で区分して表示することになってはいるわけでございます。

しかしながら、それ以上の詳細な内容についてまで開示するということになっていないのは事実でございますが、これは民間部門、株式会社等においても同様であることを御理解いただきたいと思っております。

なお、今回の法律案それから昨年末の閣議決定におきまして、特殊法人のディスクロージャー、すべての特殊法人に対して標準的な措置内容というものを求めようとしているものでございまして、個別具体的な開示要請につきましては、所管省庁おきまして、これ以上の積極的な対応が図られることを期待したいというふうに考えております。

○石井(紘)委員 今回の法案は、残念ながら、今おっしゃるようなところまで進めていきません。しかし、こうした開示を進めていきますと、私が先ほど申し上げているような方向に向かっていくのは必然であらうというふうに思うのです。

それから、今の御答弁の中で言われておりました、事業別の予算、財務状況等についての開示は、

民間でも行っていないから国でもやらないのだと言っているのですが、これは、私は大変おかしな議論だろ

うと思います。

民間の場合には、これは株式会社でありますから、私企業でありますから、機密保持の必要性というものがあ

るわけですね。そういう意味で、商法上においてもさまざまな角度からこうしたものが守られて、ルールができてはいるわけであり

ますが、しかし、国の場合には、どこにそうした特殊法人の事業の機密を保持するという理由があるのか。そんなものはない。むしろ逆に、国でや

っているのだからこそ、これを堂々と開示しなければならぬ責任があるわけでありまして、今の

ような御答弁は、私はどうしても納得できないのであります。

ちなみに民間企業におきましても、例えば、後ほど申し上げますが、子会社や孫会社等を抱えている。国の場合も、政府の場合もたくさん抱えていた子会社、孫会社というものを抱えている。これは非常におかしいことですが、そうした子会社、孫会社との間の連結財務諸表等においては、事業別のそうした損益の状況を注記するというふう

に民間でもなっているわけでありまして、民間では全くそうした個別事業ごとの状況について明らかにしてないということではないわけであり

ますので、そこそこはもう一度答弁をしていただきたいと思

います。

○土屋政府委員 先生今御指摘のようなお話が非常に重要な話であつて、今後ともそういうものが求められていくだろうということは十分理解できるわけでございますが、今回の法律案は、今まで非常にレベルの低かった特殊法人の財務内容のディスクロージャーを、せめて民間並みプラスアルファのところまで、全特殊法人足並みをそろえて持つてこようというところで御提案しているものであるという

ことを御理解いただきたいと思

います。

○石井(紘)委員 民間並みといったら、それでは民間の後をついていくというわけですか。民間に

見習いながらやるというのですか、特殊法人は。そういう発想は非常におかしいと思

うのです。

前回は、国の政策目標を遂行するためにということ

でつくられてやっていると

す。それを何か民間の端くれみたいな、そういう位置づけをするというの

は非常におかしい話です。民間の企業と特殊法人というものは全然別なものです。ですから、もつと大所高所の特殊法人についての情報開示の観点に立つてこの問題をとらえ、進めなければい

けないわけであり

ます。

そのようにおっしゃるわけですが、この法案ではそうした個別事業ごとの財務状況あるいは損益の状況というものを開示する義務を課していないという点については、この法案の決定的な欠陥です。これがなければ、わからないのです。この事業全体がどうなっているのかということがわからないのです。

もう少し申し上げますと、なぜディスクロージャーをするか。これは先ほど長官との間で議論をしたわけですが、このディスクロージャーによって、これだけのいろいろな金がかかっているとか大変だとか言われてきている、これだけの厳しい状況に直面してしまつた特殊法人一般の状況を脱するために、特殊法人が内容を公開して、そして、このまま継続した方がよいのか、あるいは本来の目的を達しているのか達していないのか、遂行しているのかいないのかということ

をきちつと見分けをつけよう

じゃないか。そして、本来の目的を遂行していないものは整理しよう

じゃないか。廃止しようじゃないか。

あるいは、本来の目的を進めているとしても、余計なものまでたくさん抱えてしまつてやつてお

つて、あるいは子会社や孫会社などが続々と出てきて、そして、いわば民間の事業領域を侵して、まさに本来の目的とは違つた方向に走つてい

つて、こういうような事態に対して、これをどうするかというた

めのディスクロージャーというの

は意味があるわけ

ります。

しかし、中には、地域振興整備公団とか幾つかのそうした特殊法人が、住都公団もそういう赤字のところを抱えておりますが、そういう赤字の会社、これがもし倒産するようなことになったらどうするんですか、これは、どこが責任を負うんですか。これは私企業ですが、国が間接的に資本金を出しているということでありますが、そういう場合はやはり税金から補てんするということになるのでしょうか。どうなんでしょうか。

あるいは、逆に、これはもう今国会でも随分議論されましたが、莫大な利益を出している、生んでいる、そういうのは利益が特殊法人に戻ってこない、その中でみんな分け前を分配してしまう、こういうふうになつていくわけですね。

そこで、私は、少なくともこういう子会社、孫会社というものは連結決算をしないと、そういうシステムにしないと、これは、もうかつているときはまだしも、しかしこれが逆の場合にはますます大変なことになるでしょうというところで、連結決算をして子会社を見ないと、この法律案では子会社、孫会社まで見るようになってない。私企業だから、これは商法の適用の範囲内だから、見られないというわけです。しかし、現実には、税金を投入して、そうやって辛づるのようについているわけですから、これをチェックできないというのはいくらもおかしな話であります。

そういう意味においても、これは少なくとも連結決算をして、そして、もうかつたものはその特殊法人の収益に上げる。あるいは、つづれそんなものはそうやって救済するを得ない。本当はそんなことはすべきじゃないんですが、天下りがあるから止むを得ないというんですから、そういうものは廃止すべきなんです。しかし、そういうことをなかなかできないから言うわけですけれども、そういうふうな、子会社、孫会社の問題というのは深刻な事態があるんですが、この点について長官の見解を伺ってみたいと思います。

○武藤國務大臣 今御指摘のように、結果的に

は、補助金であれば国民の税金でございまして、融資といえども、これはほとんどが郵便貯金なり簡保の資金なりあるいは年金の保険料を扱っているわけでございまして。言ってみればこれも国民の財産でございまして、そういうものが使われているのが今お話しのように赤字であつたり、あるいはそのまた子会社、孫会社が赤字であつたりすることは決して私は好ましいことではないと思ひます。先ほども私、財投の考え方で申し上げましたけれども、今後は、そういう赤字のところへ金を貸すようなこと、あるいは補助金を出すようなことはやめていくべきだと私は思ひております。そして、やはり健全性を保たなければいけない。しかし、今まではそれがなかなかわからなかった。わかつていくと、今御指摘のように、どうしてそうなるのかという経緯がよくわからなない。私は、今御指摘のたいていおりますように、今回の法律だけで全部一〇〇％それがカバーできるかといえ、カバーできないことは確かでございます。

しかし、従来、余りにもディスクロズされていなかった、クロージングであったところを、せめて、先ほど私はプラスアルファと申し上げたわけでございまして、民間の会社以上にプラスのことでいくかというのはいくらも省令で決めていくわけではございまして、省令で開示しなければならぬ事項をできるだけ、先ほど御指摘のようなことも踏まえて、省令の中で考えていけば、私は民間よりはより開示されるものと期待をいたしておるわけでございまして。

いづれにいたしましても、そういう形でこれからは、この法律ができれば、附属明細書あるいは事業報告書の中で、今後の分、いわゆるこれから予算をつけていく分あるいはこれから財投を出す分はなかなかこれは難しいのでございまして、今までの分については少なくとも今までは以上でそういう点で明らかになつてまいります。子会社、孫会社に対してもある程度明らかになつてまいりますから、そういう点では指摘はできるのではない

か。残念ながら、前もって押さえるということとはなかなか難しいと思ひますけれども、実際出てきた結果において、これはけしからぬ、これはやめるべきだという指摘はこの法律でもできるようになるのではないかと、私はこう思ひておるわけであります。

○石井(紘)委員 そうしますと、子会社、孫会社を含めた個々の特殊法人あるいは特殊法人の中の個別のさまざまな事業、そうしたそれぞれについて、この法律ができませんと、かなり見直しが進む。民間の事業分野を侵しているところ、あるいは、当初の設立目的をさらに大幅に広げて事業をやっているような特殊法人、こうしたそれぞれの特殊法人の事業の内容についてさらにチェックが当然行き届くわけでありまして、内容及び特殊法人そのものについても見直しがさらに徹底できるといふように長官はお考えでございまいしょうか。

○武藤國務大臣 今御答弁申し上げましたように、子会社などについて、どういう形で特殊法人からお金が行つていくのか、そういうことについて、今度のこれで開示をさせる必要事項の中に入れていく予定でございまして、少なくとも今まではよりは前進だということはいは言えると思ひます。

それから、これは従来の行政監察に基づき、あるいは御批判をいただいたことに基づいてこの法律案をお願いしているわけでございしますが、先ほど申し上げましたが、それとはまた別個に、三年間で新たに行政監察を特殊法人に対してする予定でございまして、それに対してはもつと突っ込んで行政監察をやっていくべきだ、こう私は考へておるわけでございまして、その点はどう少し、特殊法人のあり方そのものにまで触れていけるような行政監察をしたい、こう思ひております。

○石井(紘)委員 この法案では、子会社とか、あるいはいわゆる子会社に相当するのですが財団法人、特殊法人が直接つくつてくる財団法人あるいは株式会社、こうしたものに対して直接行政監察

をすることがまだやりでできないわけですね。それぞれの役所へ行つて、ちよつと調べさせていただけです。どうかとお感じしてお願ひして、あつたやうに言われたいとだめなんですね。しかし、これではやはり総務庁は行政監察というものを徹底できない、途中までしかできないわけでありまして、そういう点を今後やはりもつと前進させるように、ぜひ長官に御検討いただきたいと思ひます。

今、子会社、孫会社の問題を言ひましたが、上に出てくる特殊法人というのは大体みんな大変な赤字で、財投からの借入れが、四百兆に近い借入残があつて、これはもうほとんど返せないものなんです。というのは、毎年利子の支払いと元本の支払いと似たり寄つたりの金額を新たに借り入れてきて、またその借り入れた分が積み重なつていくわけですから、それはもう返せないと言ひたいのです。

それに加えて、平成八年度までの出資の累計額は二十八兆円になつてしまつた。それから、八年度における財投の計画は三十四兆円だ。それで、補助金等が約三兆円、単年度です。こういうような状態であるのだけれども、そのお金を使っている特殊法人はそういうふうには大赤字で、その下にぶら下がっているいろいろな財団法人やら株式会社がたわわに実つておる。要するに、地下になつていくジャガイモのようなものがたわわに実つていくのだけれども、地上にあらわれているジャガイモの茎は、収穫のころには枯れてしまつていふような状態になつておるということ。

それからまた、株式会社を、これはほとんど大部分が営利のためにやつておりますから、整理しなければならぬわけですが、私は、それを昨年の三月に予算委員会の分科会で、ある大蔵省系列の子会社を六つ指摘しまして、これはおかしいではないかと言ひまして、まあそれでは整理しましよということになりまして、ことしの三月にまた予算委員会の分科会で聞いてみましたら、整理をいたしました。六つあつたんですが、そのうち

三つは既に整理をして、あとは今年度いっばいというふうになっておりまして、今年度じゅうにすべて整理がつかますということだったので、その場合、今まで整理して、それでは幾らお金が入ってきたかという、五千万円だとか言うわけですね。

これは全くおかしな話で、要するに、例えば住都公団の、まあこの特殊法人でもいいです、たくさん株式会社をつくっている。それは、税金でまさに種付けをやったようなもので、その種付けの結果、子供が産まれるから、そうすると、食べたいものはどどん、事業を与えて、食べさせて、水を飲ませて、そしてお役所からもOBの皆さんがたぐさんそこへ行って、そしてそれを育てて大きくした。豚が太ったところで、では余り批判されるから、その種だけ返してもらいましょう、資本金を返してもらおう、それだけのこと。

民間の場合はそれでもいいのですけれども、やはり国が、国民の税金を使ってそうやって会社をつくって、それを太らせたとした場合、この太った肉を、六割の資本金を入れたのであればその六割をやはり戻してもらわなくてはならないわけなんです。そういうふうにはしないと、特殊法人の整理というのは全部が国鉄清算事業団のようになってしまふわけでありまして、そういう点についても、今後さまざまな行政改革を進める中で、十分御留意いただきたいと思うのです。

一つだけ、最後に、ちよつと別のことなのですが、先だって当委員会におきまして、我が党の古川委員が、例の諫早湾の環境の問題について御質問をさせていただきまして、大臣からの御答弁が、農水省から回答書が出てきたら、その回答書に基づいて判断する。これは、総務庁が前に指摘をしているわけですね。そして、「現実環境に十分配慮されていなければ、これは勧告と違ふわけでごさいますから、場合によれば、再勧告をするなり、事業の見直しをもう一回していただきたい」ということをお願いするなり、それは起きてくるということが全く可能性がないとは言えないと

思います。こういう答弁をなさったわけであり

最近、この回答が農水省から出てきている。大規模な農業基盤整備事業に関する行政監察の結果というものの対する回答という形で出てきたのですが、この回答を踏まえて、こうした見直しなりあるいは再勧告なりというふうなお考えはござい

○武蔵国務大臣 これは、八つの干拓事業を対象にして勧告をしたわけでございしますが、それに対して出てきた中で、いろいろ個別にもございまして、やめる方向のものあるいは今後続ける方向のもの、その中で、諫早はどちらかというと続ける方向のものに入っていると思います。

ただ、今御指摘のような環境問題については、環境庁と農水省との間で委員会が何か設けて、これからやっていくという取り組み体制をつくっていただいたこともございしますので、そして、営業の今後の方向は大体どういう方向に行くか、その事業についてもまだまだ見直しをする場合もあるというふうにも承知をいたしておりますので、もう一回何か来年に回答が来るようござい

ますから、今のところは、そういう一応前向きな姿勢にあるということの評価して、見守りたい、こういうふうな思っております。

○石井(純)委員 どうもありがとうございます。

○綿貫委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 今議題になっておりますこの法案は、特殊法人の財務諸表を一定公開させる上で一歩前進だと思います。しかし、この問題についている特殊法人の子会社、関連会社の財務諸表が明らかにしませんと、特殊法人全体の財務諸表がつかめません。国民もそうした公開を求めていると思ひます。そういう観点から見ると法案は十分で、長官も不十分な点についてはお認めになったと思ひます。

いろいろ議論されておりますが、特殊法人本体が大赤字にもかかわらず、子会社、関連会社、関

連公益法人が大幅な黒字になっているという問題があります。

さきにも議論されましたが、例えば、住都公団には子会社、関連会社が二十三社あります。そのうち、二十社が黒字経営になっております。代表的子会社の日本総合住宅生活、先ほども議論になりましたが、九三年から三年連続して年間百億円以上の経常利益を上げております。その背景には、建設省や住都公団からの天下り、住都公団から五千万円以上の大規模修繕工事の過半数を独占的に落札して、もうけを確実に保障させるという仕組みがございします。こうした状況は、税金や財政投融資など公金を食い物にしているということ、国民的批判を浴びていますが、当然のことだと思ひます。

総務庁長官、今回の法案ではこういう事態をどこまで明らかにすることができるとでしょうか、御答弁を願ひたい。

○武蔵国務大臣 先ほどから議論があったところでございしますが、私も、附属明細書あるいは事業報告書、これからその中で必要な開示事項を省令で決めていくわけでございしますが、その開示必要事項の中に、子会社との関係、子会社へどういう形で出資をしたり、どういう形でお金が行っているか、あるいは人の関係などについては、できるだけ必要事項として開示をさせたいと思ひているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、今後の分についてはなかなかこれは私も難しいかと思ひますが、少なくとも従来のものでございまして、今後は、どういう形であるかということがなされていく、これは問題があるんじゃないかという指摘はできるようなものではないかというふうな思ひております。

○松本(善)委員 今御答弁のありました、昨年の十二月の行政監察の勧告、行政改革プログラムに基づき附属明細書や事業報告書のことだと思ひますが、この中では、私が知る範囲では、損益計算書だとか貸借対照表は入っていないんですね。こ

ういうものでも省令でやはり明らかにさせるというような努力をなさいますでしょうか。

○土屋政府委員 今回のディスクロージャー法案は、特殊法人の側から見まして特殊法人の財務の状況を明らかにするために、各省申し合わせて一定のことをしようということでございます。したがって、子会社あるいは関連会社の個別の貸借対照表、財務状況等が今回のディスクロージャー法案が成立して進むことによって明らかにするという関係にはございしません。

○松本(善)委員 長官、今お話しのように、そういう子会社の損益計算書とか貸借対照表は、少なくとも今の段階ではディスクローズする対象になっていないんです。やはりそういうものも明らかにしていけないと国民の批判にたえられないと思ひます。これから省令が検討されると思ひますけれども、長官、さらにその点も御努力をいただきたいと思ひます。

もう一つは、特殊法人からの出資比率が、子会社の場合には五〇％以上、関連会社の場合には二〇％以上で限定しているの、そこから外れた関係会社の財務状況というのは明らかにならないのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○土屋政府委員 今回の法案、特殊法人の関係のディスクロージャーが非常に進んでいないということ、せめて民間並み以上、公益法人とか補助金等の状況についてはプラスアルファでございしますが、そこまで持つていくということでは整理をしたものでございまして、民間の取り扱いにおきまして、二〇％未満の会社というのは関連会社として扱われていないという例を参考にして今回の判断をしたところでございします。

○松本(善)委員 先ほど、民間に倣うという話はおかしいじゃないかという話が出ました。特殊法人というのは法律でつくられた法人ですから、やはり民間以上に公開されなければならぬ。

総務庁の調査でも、住都公団の場合は出資会社が二十三社あります。うち二〇％以上出資が十七社、残りの六社が二〇％以下の出資会社でありま

す。法案では、この六社の財務諸表は明らかにならないという問題が残るわけです。

これを特殊法人全体で見ますと、特殊法人の出資会社七百九十六社のうち三百十六社が明らかにならない、残りの四百八十社は明らかにならないということになるんですね。比率で言いますと、半分以下の四一％の子会社、関連会社の財務諸表は明らかにならず、五九％の子会社、関連会社はディスクロージャーされないということになる。これはやはり不十分なので、これはやはり解決しなければならぬのじゃないでしょうか。長官の御答弁を伺いたいと思います。

○武藤國務大臣 先ほど局長から答弁ありましたように、今回の法律案をつくる過程においては民間の例をとったわけでございますけれども、これはそういう形で法律案を提案させていただいておきますので、今後の問題としては、私は、やはりできるだけそういう点は前向きに将来見直しをしていく努力はしていくべきだと思っております。

○松本(善)委員 この財務諸表に追加をして、連結財務諸表の作成と公開をやはり義務づけるべきではないかと思えます。

連結財務諸表の公開は民間企業でも徐々に進められております。企業会計審の報告では、企業会計連結決算へ移行するというのを、二〇〇〇年に本格導入ということをして明記している、こういう状況になってきているわけです。特殊法人の持つ公共性から見ても、出資率二〇％以上に限定せず、すべての子会社、関連会社を含めてグループの財務内容を明らかにする連結財務諸表の作成と公開も追加するというのを検討すべきではないでしょうか。長官の御答弁を伺いたいと思います。

○武藤國務大臣 今連結決算のお話もございましたが、先ほどと同じように、今日までいろいろ経緯を経てこの法案、やつとここまで参りましたわけ、本当に過去から見ればまことにけしからぬ話で、クロージング過ぎておつた、これができるだけディスクロージャーしたいということでここまで参

りましたので、これで私は一〇〇％完璧なものだとは正直思いません。しかし、従来の経緯からいって、とりあえずこういう形でお願いをし、今後、ほかの問題も含めて将来に向かってより前進をしていかなきゃならない。当然、今民間においても連結決算の方向、今御指摘のように大分ふえてきておるわけでございまして、その辺を踏まえて、やはり将来は前向きに考えなければならぬ問題だと私は思っております。

○松本(善)委員 もう一つ問題なのは、関係公益法人と公益法人が出資をしている子会社、関係会社の問題であります。

○土屋政府委員 今回の法案が成立いたしますと、関連の公益法人につきましてもディスクロージャーを行うこととしておりまして、その状況、あるいは特殊法人との業務上の関係、あるいは特殊法人からの資金の流れなどが明らかになってくるというふうに考えております。

財団法人道路施設協会は、日本道路公団が売店やレストランを任せておる公益法人であります。九五年度の事業収入は七百三十八億円を上げ、税引き前の利益は約三十億円に上っております。さらに、同協会が出資をしているファミリー子会社六十五社は、年間約五千七百億円の売り上げを上げ、経常利益は、赤字の日本高速通信を例外として除けば、総計二百二十二億円に上ります。道路施設協会の十二人の常勤役員全員が道路公団からの天下りであります。ファミリー子会社六十五社のうち、道路公団からすれば孫会社になりまして、この六十五社のうち五十四社の代表も道路公団の天下りであります。

○松本(善)委員 この場合もやはり、先ほど住都公団で申しましたような損益計算書、貸借対照表は、この附属明細書にも事業報告書の中にも入っていないのです。やはりこの部分についても一歩進めなければならぬと思えます。

道路公団の公益法人やその関係子会社が大部分を占めている一方で、本体の道路公団は二十二兆八千億円の累積赤字を抱えている、こういう事態、公団の赤字は、根本的には現在の道路建設計画や道路特定財源制度を見直すことにありますけれども、現状の道路公団の財務を正確に見るためには、こうした公益法人の財務状況を把握していく必要があるとして、国民にも公開する必要があると思えます。

○土屋政府委員 おっしゃるとおりでございます。今回、私たち考え方の基本といたしました民間においても、その点は、親会社の財務諸表等の公開では明らかにない分野でございます。

総務庁の調査では、特殊法人の関連公益法人は七十九法人あります。こういう特殊法人の関連公益法人の財務も公開させる必要があると思えますが、今回の改正案ではこういう内容をディスクロージャーできるのであります。

○松本(善)委員 長官、こういうぐあいに、この部分でいけば、損益計算書、貸借対照表の問題、ファミリー子会社の問題、ファミリー子会社は、先ほども言いましたように、膨大な利益も上げていくわけですね。やはりここまで徹底してディスクロージャーしないと、国民は納得しないと思うのです。その点での長官の御決意を伺いたいと思います。

○武藤國務大臣 先ほど来御答弁申し上げているように、私は一〇〇％これが完全なものだとは思いません。しかし、従来から比べると大変な前進であろう、それだけをまず評価していただいで、

努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

私は、これに關係をして、中央省庁の再編問題について伺ひたいと思ひます。

行革會議の中央省庁の再編成問題の議論を見ておきますと、財界が主張する民營化路線唯一論という方向へ進んでいるのじやないか、私はちよつと危険ではないかと思ひます。

端的に長官に伺ひたいのでありますが、政府は省庁再編の基準をどこに置いて議論をしているのでありましようか。

○武藤國務大臣 私どもは、今行革會議で議論いたしております今後の中央省庁はどうあるべきかというの、決して數合わせになつてはいけな、それからもう一つは、できるだけ規制緩和あるいは地方分権あるいは官民の役割のあり方、要は官から民へできるだけのものは移していく、そういう考え方と、いま一つは、縦割り行政の弊害を除去する。

そして、その上に立つて、一体二十一世紀において國家はどういう機能を果たしていかなきゃならないのか、あるいは國民のニーズにはどうたえていかなきゃならないのか、それを踏まえて、省庁といひますか、新しい行政機構をつくり上げていこうという考え方で取り組んでいるわけでございます。いままでその過程でございしますから、いろいろと報道はなされておりますけれども、考え方としてはそういう考え方で最終的にまとめていきたい、こう考へております。

○松本(善)委員 私は、省庁のあり方あるいは省庁の設置の基準は、やはり憲法に置くべきじやないか。長官と私の間でもいろいろ考へが違ひ、国会議員の中でもみんな違ひますけれども、共通しているものは、やはり憲法は皆中心に置いて考へなければならぬ。

やはり省庁、つまり政府の存在というのは國民の權利義務、とりわけ國民の權利と不可分な關係にあると思ひます。それは、戦後の省庁の歴史的新変遷を見てもわかります。新憲法のもとで、陸

軍省とか海軍省が廃止をされ、労働省や厚生省が設立をされたという経過を見ましても、憲法に規定された國民の權利との關係というものは非常に明瞭だと思ひます。

したがつて、省庁をどう再編するかということを検討する場合には、憲法に基づく國民の權利との關係の検討、憲法の精神、これが當然必要になつてくると思ひますが、こういう角度からの検討はなされてゐるものでありましようか。

○武藤國務大臣 具体的にどうと申しますと、例えば、今官邸機能の強化、総理の権限強化という話で、内閣法六条を改正するかしないかといううな議論は、この憲法との絡みで私も議論をいたしております。

中央省庁の統廃合そのものについては、今のところ、憲法がこういう形だからどうといううな議論までは至っておりませんが、私どもは全く憲法を無視して新しい中央の役所の機構をつくらうといううなつもりはございせんので、当然憲法の考え方というのは常に、例えばそういう官邸機能の強化でも憲法問題との絡みで議論が出てまいります。その都度やはり、何か憲法に抵触するやうな場合には当然議論は、憲法との絡みで議論をしていくのは私は当然かと思つております。

○松本(善)委員 どういう省庁を置き、どういう省庁がどういう活動をするかというのは、もちろん今おつしやつたように憲法と不可分だと思ひます。

このことについて、戦後内閣法制局参事官をした憲法學者の佐藤功氏は、戦後の新憲法下での省庁設置について次のように言つておられます。「憲法に社會國家的な要素がとりいれられたことの結果として」「労働・厚生行政に関する省(特に新たに労働省が設置されること)が憲法自体から要請されてゐた」「根本的には國民主權の原理に支えられて、内閣を頂点とする行政組織の全体系が天皇の・天皇のためのものではなく、國民の・國民のためのものでなければならぬとされたことの結果として、そこに民主的かつ能率的な行政組織

が要請される」、こういうふうに述べておられます。

つまり、政府には、憲法で保障された國民の勤労權や生活權、生存權を保障する責任があるといううことであります。行革會議の議論を見ておきますと、そうした角度からの検討がほとんど見られない、憲法や國民の權利の保障を置き去りにしてゐるのではないかとこのことを感ずるわけでありましようか。

○武藤國務大臣 私は、國民の權利を全く無視したやうな形で中央省庁統廃合をやつていこうといううな考え方はどなたもお持ちでないと思つておるわけでございます。私自身もメンバーでございしますので、その辺、今後とも十分踏まえて対処してまいります。

○松本(善)委員 外から見ると、そういう感じが非常にするわけでございます。長官が、そういう國民の權利、憲法という観点でこの議論が進むように、一層の努力をされたいと思ひます。

橋本内閣は、所信表明演説で國民本位の行政改革ということを強調したのでありますが、言葉どおりであるとするならば、國民の權利擁護や國民に奉仕するための省庁のあり方を議論すべきではないかと思ひます。今大事なことは、憲法の立場から各省庁のあり方を総点検して、むだや浪費をなくして、國民に奉仕する効率的で公正、そして民主的な行政改革を実施すべきであるといううに思ひます。

今の國際情勢、それから国内の經濟情勢、そういうものの中に憲法をどういうふうにかしていかうかといううこと、そのために、憲法を生かしていくための行政庁というものがどうあるべきかといううことが根本的に議論をされなければならぬ性質のものではないかと思ひます。どうも私はその点が十分議論をされていらないように感じられていたし方ありません。その点についての現實の議論はどのように行革會議の中でされてゐるのじやうか、もう一度伺ひたいと思ひます。

○武藤國務大臣 憲法との関連でという議論は、正直、今までございせん。

ただ、先ほど申し上げましたように、議論してゐる中で、多少なりとも憲法に抵触するのじやないかという危惧の念が持たれるときは、やはりその問題は憲法との絡みで議論をしてゐるわけでございます。それから、今後、憲法という立場だけで議論ということはなかなかないかと思ひますが、常に、憲法に抵触するおそれがあるようなときは、当然憲法問題として、これは憲法に違反するかしないかという考え方から議論をしていくのは私は當然だと思つておまして、そのやうなことは十分注意をしてまいりたいと思ひます。

○松本(善)委員 私は、憲法に抵触するかどうかというときに議論をするという消極的なものではなくて、やはり憲法の精神を行政の中に生かしていくという考え方、積極的に憲法とのかわりでの行政改革が議論をされることが必要だといううことを指摘いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○綿貫委員長 次に、畠山健治郎君。

○畠山委員 現在、政府・与党で特殊法人の整理合理化が検討されております。特殊法人は政策執行の手段である以上、その政廃は、前提となる政策提示が不可欠と考えます。これを欠いた政廃は、いたずらな組織いじめと言われても仕方がないというふうに思ひます。また、特殊法人に働く職員にとっては生活にかかわる問題である以上、雇用の安定も最優先されるべき課題と考えますが、大臣、いかがでしようか。

○武藤國務大臣 当然でございまして、特殊法人はそれぞれ法律に基づいて設立されているわけでございます。その目的に合つてゐるのかどうか、あるいはその目的はもう達成したのかどうかという形で統廃合が検討されるべきだと思ひます。

それから、もし万が一にも、時代から見てもその目的は達成した、もうこれは必要ではないというときには、そこにお働きになつておられる職員

雇用の問題というのは、十分これは考えていかなければならないことは当然のことだと思っております。

○岡山委員 次に、公務員制度調査会が既に発足をしてございます。省庁の再編あるいは外庁化と行政機構の改革構想が盛んに飛び交っている中で、この調査会に対して政府はどのような議論を期待しておられるのか。

また、省庁再編論ばかりがクローズアップされるが、現在の中央省庁の権限をそのままにして再編成するということは、省庁の肥大化を招き、地方分権を阻害する可能性が高いのではないかと考えます。七月には地方分権推進委員会の第二次勧告も予定されているところであり、地方分権の先行こそ省庁再編の前提ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○武蔵野大臣 公務員制度調査会では、これは五年間の期限でございしますが、いろいろなこれから議論をしていただくわけにございしますけれども、それは、公務員の従来の制度、あり方をいろいろな形で見直していきたい。今たまたまエー・ジ・エンシーという独立法人の話もございましたが、そういう問題も含めまして、新しい行政機構をつくっていくというものが片一方であるわけでございますから、そういうものに対応して公務員はどうあるべきかというようにいろいろな御審議をお願いしたいと思います。

それから、中央省庁の統廃合は、今のうちに中央省庁の統廃合ありきでは私はいけないと思っております。あくまでも規制緩和なりあるいは今御指摘の地方分権なり、いま一つは、やはり官から民へ仕事がどれだけ移せるかということも私は大変大切なことである。そういうことを十分議論し、そしてその中からできるだけ簡素にして効率のよい行政機構を、少なくとも二十一世紀の国家機能を果たしていく上において、あるいは国民のニーズに適合する上において、どういう形にしていけばいいかということを考えて行政機構をつくり上げていくというのは当然でありまして、御指摘

の、地方へできるだけ権限を移譲すること、を議論してから、その結論を得てからやっていくというのは当然かと思っております。

○岡山委員 次は、法改正の内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

今回の法改正によって七十八の特殊法人が財務諸表を公開することになるわけですが、しかし、ディスクロージャーに関する議論は決まってきた、きょうに始まった問題じゃございませんで、十五年前の一九八二年、当時の第二臨調第三次答申では、「経営の効率性、適正性を確保するため、財務諸表を含む経営内容を公開する。」との答申がなされております。それ以降も、第一次及び第三次の行政改革審議会においても答申されておりました。昨年十二月の閣議決定によつてたゞいま審議されておる法案となつたわけにございします。

こうした経緯を見ますと、ディスクロージャーは歓迎すべきことではございますが、遅きに過ぎた面はないではないかというふうに考えます。このおくれについてどう受けとめておられるのか、お尋ねをいたします。

○土屋政府委員 特殊法人のディスクロージャーにつきましては、御指摘のように、臨調答申を受けて、監査局をいたしまして、特殊法人に関する調査ということで、会計処理基準の標準化についての検討、勧告を行つてまいりました。その結果を受けて特殊法人等会計処理基準というのがございまして、会計処理の統一化が図られたわけにございします。

そういうふうな前提作業をしまして、今回、全特殊法人足並みをそろえて、一律に財務諸表の公開をしようというところにござつたわけにございします。遅過ぎたという御批判はもっともでございますが、我々としては精いっぱい努力をしたところであることを御理解いただきたいと思います。

○岡山委員 商法上規定された公開基準を超えて

ディスクロージャーする今回の内容には、情報公開を一層推進しようとするとの観点から評価をしたいというふうに思います。

財産目録、決算報告書については、それぞれ特殊法人の設置法において現に作成義務がある場合のみ一般の閲覧に供するとして理由は一体何でしょうか。

○土屋政府委員 財産目録に関しては、民間部門におきまして、従来、開業時あるいは決算時の作成が必要となるという流れがございまして、財産目録作成の意義そのものが失われてきたというふうな判断でございします。また、決算報告書におきましては、民間部門の扱いというのは取締役等の執行部にゆだねられているものでございまして、公開等は要請されていない文書でございします。

このような事情から、これらの書類をすべての特殊法人に新たに作成させるということにはなかつたところでございしますが、従来やっていたところについては引き続きおやりをいただくという整理をいたしているところでございします。

○岡山委員 事業報告書の標準化の内容についてお尋ねをいたします。

これは、昨年の閣議決定に基づく標準化に即して内容が整備されると思うが、これまでの事業報告書の記載状況を見ますと、法令上の作成根拠に基づいて作成している特殊法人であれ、任意で作成している特殊法人であれ、当該特殊法人が対処すべき課題を記載している法人は極めて少ないのが実態であります。この理由についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○土屋政府委員 法人が対処すべき課題についての情報公開の状況でございしますが、私たちの調査によりますと、法令上作成が義務づけられている事業報告書にそのことについて記載しているものは、確かに一〇％程度でございします。ただ、法人が出しておりますそのほかの、パンフレットのようないかなる任意で作成している資料においては、四五％程度が書かれているという状況でございします。

したがって、原因としましては、記載事項としてはつきり規定していなかったということに一つの原因があるのかなというふうに考えておるところでございします。

○岡山委員 多くの特殊法人が事業課題について言及していないのは、政策決定が所管省庁によつてなされ、当該特殊法人の当事者能力が保障されていない結果ではないかと考えます。いわば、政策は省庁、執行は特殊法人の図式がこうした結果を生んでいるのではないかと考えます。行政改革によつて特殊法人の整理合理化が求められているが、それは組織機構の改廃だけが課題ではないはずであり、経営に対する自己努力の発揮も重要な課題であると考えます。

事業報告書に該当特殊法人の対処すべき課題を求めるなら、そうした課題に対する当事者能力も保障されなければ、実態的に意味を持たないし、ディスクロージャーする意味もないと言われても、仕方がないというふうに思います。この点についての見解をお伺いいたします。

○岡山政府委員 ただいまの岡山先生の御意見の趣旨は、私も基本的に同感でございします。

特殊法人につきましても、一般的に、通常の行政機関に担当せしめては各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないというたぐいのものにつきまして、特別の法律に基づいて独立した法人を設けたという性格のものでございします。したがって、その経営につきまして、個別の各法人の業務内容をもろろん勘案しながらではございしますけれども、国の責任を全うするために必要な範囲で所要の監督を行うことは当然必要ではございしますが、その他の面につきましては、できるだけ限りの経営の自主性と弾力性を認めて、能率的な経営を行うということが必要でございします。

今回の法案に基づきまして、各種の経営情報等が一般に公開され、そのことによつて、各方面から経営内容についてのいろいろな御意見や御批判がよりしやすくなるという状況が期待できるとこ

ろでございまして、そのことによつて、法人の経営の当事者能力が問われる、より問われやすくなる環境、状況が生まれるのではないかと、このことを期待したいと考えております。

○山田委員 次に、ディスクロージャーの期間についてお伺いをしたいと思います。

昨年の閣議決定では五年間とし、法律では主務省令で定めるとしております。現在、この期間について、三年とも五年とも七年ともあるいは十年ともさまざまございしますが、これが最低五年となることは好ましいこととありますが、反面、現在五年以上となつては、ディスクロージャーの意義を損なうと言えなくもありません。この点、五年を最低限とし、積極的にディスクロージャーの意義を踏まえた対応が必要かと考えますが、所見をお伺いいたします。

○土屋政府委員 今回の措置は、従来五年より短かつたものは最低五年にしようということでございまして、従来五年以上の措置のものは後退することのないように、それから、各特殊法人等の判断によりまして五年以上の期間を定めることについて制約を加えるものではございません。

○山田委員 今回の法制定の積極面は、附属明細書、事業報告書の記載事項の標準化とそのディスクロージャーにあると考えます。これによつて個々の特殊法人とその子会社、関連会社の関係図が読み取れるわけでありますが、連結財務について標準化しなかつた理由は一体何でしょうか。会計基準の違いがあり、困難な面があると考えますが、今後の重要な検討課題ではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○土屋政府委員 御提案の連結決算の導入についてでございますが、この問題はなかなかディスクロージャーの観点から論議できる問題ではなく、特殊法人の会計処理あるいは決算のあり方としての観点からの検討が必要だろうというふうに考えております。

そして、特殊法人は必ずしも利益追求を目的と

した法人ではございませんので、その子会社とはいえ、利益追求を目的とした商法法人との連結を図るといふことは、性格の異なる法人同士の連結であるといふことでございまして、なかなか民間企業同士の連結と同列に論ずることは困難なといふ面もあると思ひます。また、会計処理の方法も若干異なつてはいるのではないかと。

いずれにしても、特殊法人を中心とします企業グループ全体の状況を明らかにしていく方法は決算の連結に限られるものではないわけでありまして、今回のディスクロージャーにおいても、子会社等に関し相当の内容を開示するよう閣議決定をしていくところでございします。

いづれにいたしましても、先生御指摘のように、民間部門につきましても連結中心への転換が議論されていくところでございまして、これらの動向も踏まえまして、特殊法人につきましても、そのあり方は今後いづれ必要な検討課題であらうといふふうに認識をいたしているところでございします。

○山田委員 確かに事業の性格の違いもあり、また連結財務とすることには積極的意義に乏しいものがあると思いますが、住都公団と、管理業務維持改善業務の受託等を主たる事業とする日本総合生活株式会社は、業務上一体であります。これらを連結財務とすることは国民感情にかなうことではないかと考えます。個々の特殊法人の事業と表裏一体的関係にある子会社、関連会社との連結財務については実態に即して行う必要があるのではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○土屋政府委員 お答えいたします。

御指摘の住宅・都市整備公団と日本総合生活の關係でございしますが、日本総合生活は公団の管理業務の円滑化のために公団が設立した団体でございまして、現在御審議いただいております法案の規定に基づきまして作成する事業報告書においては、子会社の売上高、そのうち公団からの売上高、子会社の経常利益、役員状況、職

員の状況等、これらを公開しまして、上場企業に準じた情報公開を行う予定にしております。

なお、子会社のJ.S.、日本総合生活につきましましては、多大な利益を上げていくという御批判もございまして、利益の大幅削減、それから大規模修繕工事からの段階的な撤退等の措置を講じておられまして、平成八年度の営業利益につきましましては半減、また平成九年度の収益につきましても相当程度低下する予定にしております。

いづれにいたしましても、住都公団と総合生活の決算を連結決算にすることにつきましては、種々の問題がございまして適当でないと考えますけれども、子会社の利益が多大にならないよう十分監督してまいりたいと考えております。

○山田委員 これで十分とは決して考えません。今後とも公開に向けて一層の取り組みをしていただくことを強く希望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○野田委員 長代理 次に、前田武志君。

○前田武志君 本件は特殊法人の経理内容等会計情報の公開ということでございしますが、まず、直接には特殊法人は別のジャンルといえますが、違つたわけですが、大きくとらえれば行政関係の情報公開を進めようということ、大臣におかれましても積極的に取り組んでおられると承知しております。

実は、我々自身も、細川内閣のときに、情報開示こそが行政改革の一番大きな手段であり、また、地方分権にしろ何にしろ、すべての基礎になるんだらうという認識で取り組みをしたわけでございします。

識者の中で言われるのは、ソ連がああいう形で共産主義体制から市場経済に、そして民主主義国家に転換していった、しかも内乱という騒動がなくあつたという形にいたつたのは、まさしく情報公開、グラスノスチがあつたからだ、グラスノスチが結局はこの大きな体制を変えたんだというふう言われているわけですね。

行政関係の情報公開というのは、大きな市場化、その市場の情報化という中で一番おこなっている面であらう、こういうふうに思ひます。当委員会において先週法案を議したしました金融監督庁の問題においても、各委員から指摘があつたことは、情報の公開こそ透明な市場を維持していくための一番大きな手段ではないかという指摘があつたわけでございします。

もちろん、この情報公開のやり方によつて、混乱を来すような、国家の安全保障の機密にかかわるようなこともありましよう。情報公開をどんどん進めて日本の国がひっくり返つたということにはならぬと思ひますが、しかし、いづれにしろ、情報公開というのはもう待つたなし、今政府におかれて、内閣におかれて、火だるまとなつてもやろうとしている諸般の改革のいわばインフラストラクチャーみたいなものである、こう認識いたします。

情報公開全般についての、まず大臣の考え方なり取り組みの御決意なりをお聞きいたします。

〔野田委員長代理退席、委員長着席〕

○武藤国務大臣 あくまで行政は、国民本位というか、国家のために、国民のためにあるわけでございしますから、その行政の中身が国民から非常にわかりにくいという問題は、私は大変残念なことだと思ひます。

御指摘のとおり、従来から情報公開のことがいろいろ言われてまいりましたが、今日まで残念ながら進んでまいりませんでした。今回、行政改革委員会から情報公開をしろということでその要綱までお示しをいただきましたので、私も、それを受けまして、できるだけ早く行政の情報公開に踏み切りたいということで、遅くも次期通常国会ではこれを御審議願つて成立を願おうということ、今、私どもの方に対策室を設けて進めておるわけでございします。

ただ、従来、今申し上げたように、クローズな方が何か当然のような行政認識だったもので、なかなか六百幾つという法律を整理していく

となると作業は大変なようでございますけれども、どんなに遅くとも次の通常国会に間に合わせるように、こういうことで指示をいたしております。

そして、できる限り情報は公開していくべきでございますが、今御指摘のように、国家の安全にかかわるような問題であるとか、あるいは個人のプライバシーを侵害するような問題であるとか、企業機密を侵すまで情報公開ということとは、やはり難しかろう。その辺は制限はあるかと思いますが、それ以外のものはできるだけ公開をしていくという考え方で法律案をまとめていきたい、こう考えております。

○前田(武)委員 そこで、情報の開示のあり方なんですが、すべて情報化して、コンピュータ化して、インターネットと言われるぐらいに電子情報として乗せると、これは、どこからでも、いつでもアクセスできる。情報公開というのは、要するに国民一般、あるいは情報によつては世界からでもその情報を知り得るということが重要な点だろうと思うんですね。特に、行政の効率化であったりあるいは透明性であったりというような原則に基づいて情報公開していく、それを担保するのはまさに電子情報の電子化であり、アクセスしやすい、だれでもどこでもアクセスできるということが一番重要だろうと思います。

それは、さらに進めば、各省庁の持っているその情報というのが、一般国民がアクセスすることによって、また新しい国民の立場から、あるいはそれぞれ企業の立場からであつてもよろしかろうと思ひます。あるいは第三の分野の市民の非営利の公益活動的なNPO活動でもよろしかろうと思ひます。あらゆるところで利用できる。これは、やはり行政の各専門分野が持っているその情報というのは、その専門分野の必要性で集め、そして構築していった情報なんだろうが、それをまた視点を変えて、立場を変えればこれまた非常に有用な情報が出てくるわけでございまして、そういうものが多様に、しかも横に結んで、

ある意味では、そういう各種の情報を総合化することによって、視点を変えて、また新たな全然次元の違うような価値を生み出すということも可能なわけでありまして、それこそが知恵のある次の日本の時代をつくっていくんだらう、こういうふうに思ふんですね。

実際上も、例えばGISというのがあります。グローバル・インフォメーション・システムというんですか、政府におかれましては、内閣審議室を窓口にして、この方面のことを促進されていることも承知しております。しかし、この面なんかは、まさしく市場原理にゆだねて情報化をどんどん進めたアメリカなんかにおいては、先見的に進んでおられるわけですね。ノースカロライナ州なんかは、ゴアの情報ハイウェイなんかを先端的に利用して、随分とこの面なんかも進んでいるわけでございまして。そして、そういう州政府の持つていらっしゃるような情報をGISという観点から統合して、州民、国民の利用の便に供している。遠隔教育から遠隔医療から、もうあらゆるものが動き始めている。

そういうことを見るにつけ、まず、この行政情報の開示、情報公開と並行して情報の電子化、そういう面について、現状、総務庁はどういうような取り組みをしており、そして今後、どういうふうに進めようとしておられるのか、お聞きをいたします。

○瀧上政府委員 答えをいたします。

政府は、社会における情報化の進展に対応するために、情報通信技術を用いた行政の分野に積極的に活用いたしまして、従来の紙による情報の処理から通信ネットワークを駆使した電子化された情報の処理に移行させるなどによりまして、行政サービスの質的向上、行政運営の質的向上を図ることを目的として、平成七年度を初年度とする行政情報化推進基本計画を策定いたしまして、総合的、計画的に行政の情報化を進めているところでございまして。

そして、その実施状況ということでございまして

が、今日まで、行政機関における情報通信基盤の整備につきましては、それぞれの本省庁職員一人一人に一台のパソコンの整備、二十五省庁中二十四省庁におけるローカル・エリア・ネットワーク、LANの整備、そして、これらを結びます電がWANの運用開始など、相当進捗をしているというふうに認識をいたしております。

そして、行政情報化による行政サービスの向上といった面につきましては、電子的な手段、媒体による行政情報の提供、国民からの行政情報への電子アクセスの推進、こういったような観点から、二十五省庁中二十一省庁でインターネットによる情報提供等を開始をされているほか、国民が自分の求める行政情報に容易に到達することができるようにするための所在案内システム、こういったものの整備も進めることといたしております。

○前田(武)委員 各省庁、そしてまた各局において、そういうLANシステムみたいなものを構築していつている。したがって、原理的に言えば、多分、情報公開法を制定して行政情報を開示していく過程で、そういったほとんどのものはそのLANに乗ってくるんじゃないかなと思うんですね。したがって、行政情報を電子化して乗せて、アクセスしやすくなることは、技術的にはもう相当のところまで可能なんだろうと思うんですね。しかし、実際にそこまで踏み切れるかどうかというのは、これはなかなかまた大問題なんだろうと思うんですね。今の建前論は建前論として。

そういう意味で、もう質問はいたしません。これはトータルで見たら、日本の行政の効率化であり、日本経済の活性化であり、行政の透明性であり、どこから見てもこれは非常にプラス要素が多いわけでございますから、総務庁長官におかれましては、各省原局、かなり抵抗はあるんだらうと思うんですが、ぜひ、この行政情報の電子化というものを、そしてアクセスしやすくすることについて取り組んでいただきたい。ちよつと御決意だけお聞きします。

○武藤國務大臣 やはり情報を的確に、迅速に把握をするという意味においては、行政情報を電子化して国民の多くの皆様方に御活用いただくというのには、私は大変大切なことだと思ひます。また一方、これは情報活用するといふだけではなくて、行政事務が電子化が進んでいけば、今度は行政事務の面においても非常に国民の皆さんに便宜を図ることができるようにはなろうかと思つておりました。そういう面では各役所、徹底的にそれを広めていくというところは必要だらう。

ただ、これはソフトの面ではなかなか、機械の方はこれは幾らでもできますが、いかにこの機械を活用して、情報を国民の皆さんに迅速に、的確に提供するにはどんなふうなものをつくつたらいいんだらうか、あるいは行政事務の簡素化のためにはどういふふうな持つていったらいいのかというのは、これからソフトの面ではいろいろ検討しなきゃならぬことは、それぞれ役所が違ひますので、あるかと思ひますけれども、やはり必要なことである以上、各役所が前向きに取り組んでいただければ、私どもは進めていかなきゃならぬと思つております。

○前田(武)委員 そこで、当該特殊法人が保有する会計情報等を中心に開示をされるわけでございまして、この中身をみてみますと、ほとんどが数値情報的なものになるわけですね。それから、もちろん、事業報告書とかそういうものについても、余り文書でどうこう細かく説明するというよりも、実態関係、事実関係をかなりコンパクトにきちつとまとめて書く、報告する、こういう形でありますから、こういうものこそ非常に電子化しやすい。まさしく、一般の会社なんかはこういうものはすべて電子化しているんだらうと思うんですね。

こういう特殊法人の会計情報について、そういう電子化といふんですか、どうせ公開するんですから、そういうふうな持つていく指導をいかにされるのか、その辺のところを総務庁にお聞きをいたします。

○瀧上政府委員 特殊法人の情報化の問題でござい
ますが、我が国社会全体の情報化が急速に進ん
でいる中で、公的分野の情報化についても率先し
て進めることが必要であると思っております。こ
のような観点から、特殊法人におきましても、国
民からのアクセスが可能となるよう、電子化を含
め、情報化に積極的に取り組んでいただく必要が
あると考えております。

今後とも、総務庁といたしましては、行政情報
化の推進に当たりまして、御指摘のような特殊法
人の情報化の推進も視野に入れまして、積極的に
取り組んでまいりたいと思っております。

○前田(武)委員 電子化のことを聞いてるんで
すよ。

○瀧上政府委員 特殊法人におきまして、現在、
パソコンの導入、それからこれを含めましてLAN
の整備といったことも進んでおります。こうい
ったものを活用して進むものと考えております。

○前田(武)委員 もう一度ちょっとお聞きしま
すが、要するに、今公開される資料というのはど
か事業所に据えつけたりするわけですが、その内
容というのは、もうほとんど数値情報ですから、
それをきちんと電子化して、どこからでもアクセ
スできるようにするお考えがどうかという
ことを聞いています。

○瀧上政府委員 ただいまの御指摘の点も踏まえ
まして、特殊法人の電子化、情報化につきま
して、総務庁として推進をしてまいりたいと思
っております。

○前田(武)委員 ぜひ、この面では積極的に取
組んでいただきたいわけです。

特殊法人そのものは、もちろん、財投の執行機
関として、それぞれ目的を持って、当時発足し
たときの状況からいうと非常に大きな役割も背負
てやってきたわけです。しかし、今は、市場経済
の中で民間の役割というのが非常に大きくなっ
て、その役割そのものが見直されて、特殊法人の
今の問題に至っているわけでございます。

そして、その必要性であるとか、あるいは市場

原理でもう民間に移行してもいいじゃないかと
か、いろいろなことを言われるわけございま
す。その内容自体は、ああだこうだと議論する
前に、事実関係がどうなっているのかというこ
とは、経営情報、経理情報、会計情報という形
でそれが集約されるわけでございますから、それが
国民だからでもアクセスできる、どうせ公開す
るのですから、ということになれば、議論も割と取
れんじやないかと、そして、まさしく財投の問題
そのものが、実施機関である特殊法人の実態とい
うもの、国民に分析的、合理的に判断されるよう
になる。そういうことを通じて、特殊法人の問題
というものを前に向いて進んでいくのではないかと
いうことを考えるわけでありまして、

時間が参りましたので、最後に大臣のお考えを
お聞きして、終わります。

○武蔵野大臣 今、与党三党でもやっていただ
いておりますし、私どもの方も、先ほど申し上げ
ておりますように、行政監察で、特殊法人が果た
して今までのままだのか、あるいは見直さなけれ
ばいけないのか、場合によれば廃止していいの
かという議論をしていく上において、今御指摘の
とおり、情報公開によってより多くの国民の皆様
方が特殊法人の実態というものをわかっていただ
きますと、私も私どもがそのような作業を進めてい
く上において、国民理解のもとにやれるというこ
にしたいと思います。そういう面では、より一層、
情報の開示、情報の公開をしていくというのは非
常に大切なことだと思っております。

○前田(武)委員 終わります。

○綿貫委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○綿貫委員長 この際、本案に対し、松本善明
君から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松本善明
君。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に

関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、
特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に
関する法律案に対する修正案の趣旨を御説明いた
します。

政府案は、特殊法人の財務内容の公開を進め
る上で一歩前進であります。特殊法人の子会社、
関連会社及び特殊法人グループのディスクロー
ジャーについては不十分な内容になっております。
本案は、その不十分な点を補強する修正案であ
ります。

特殊法人の子会社、関連会社は、天下り官僚を
引き受けて、特殊法人からの業務を独占的に請け
負い、もうけを保障する仕組みによって、本体の
特殊法人が赤字の中、大幅な黒字となっている
ところが少なくありません。国民からは、官僚が公
金を食い物にしていると強い批判を浴びており、
不明朗な子会社、関連会社の財務公開は緊急な課
題となっております。原案の公開は、政府答弁で
も明らかにしましたが、民間企業に準拠したもの
であり、このすべての公開に及んでおりません
が、特殊法人の公共性からすれば、この点の公開
は当然のことです。

これらが本修正案を提出する理由であります。
修正案の概要は次のとおりであります。

特殊法人の公開する財務諸表等に「連結貸借対
照表及び連結損益計算書」の条文をつけ加えるも
のであります。

委員各位の御賛同を要望いたしまして、修正案
の趣旨説明を終わります。

○綿貫委員長 以上で修正案についての趣旨の説
明は終わりました。

○綿貫委員長 これより原案及びこれに対する修
正案を一括して討論に入るのでありますが、討論
の申し出がありませんので、直ちに採決に入りま
す。

内閣提出、特殊法人の財務諸表等の作成及び公
開の推進に関する法律案及びこれに対する修正案
について採決いたします。

まず、松本善明君提出の修正案について採決
いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立少数。よって、松本善明君提
出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告
書の作成につきましては、委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 次回は、公報をもってお知らせ
することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推
進に関する法律案に対する修正案

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に
関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち北方領土問題対策協会の第二十二
条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び
損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及
び連結損益計算書」に改める。

第二条のうち北方地域旧漁業権者等に対する特
別措置に関する法律第九條第一項の改正規定中

「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条第二項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第三条のうち海外経済協力基金法第二十八条第一項の改正規定中「次項」を「及び損益計算書（以下次項）を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書以下」に改め、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第四条のうち国民生活センター法第二十二條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第五条のうち理化学研究所法第二十七條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第六条のうち科学技術振興事業団法第三十七條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第七条のうち宇宙開発事業団法第二十八條第一項の改正規定中「次項」を「及び損益計算書次項」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第八条のうち動力炉・核燃料開発事業団法第二十九條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第九条のうち日本原子力研究所法第二十八條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び

連結損益計算書に、」を加える。

第十条のうち環境事業団法第二十四條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条第三項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第十一条のうち公害健康被害の補償等に関する法律第九十四條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条第三項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第十二條のうち地域振興整備公団法第二十四條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第十三條のうち水資源開発公団法第三十七條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に、」を加え、同条第三項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第十四條のうち奄美群島振興開発特別措置法第三十條の四第三項の改正規定中「第十條の四第三項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に、」を加え、同項の次に二項を加える改正規定のうち第四項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第十五條のうち国際交流基金法第二十七條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照

表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条に一項を加える改正規定のうち第四項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第十六條のうち国際協力事業団法第二十八條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加え、同条に一項を加える改正規定のうち第四項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第十七條のうち公庫の予算及び決算に関する法律第十八條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「貸借対照表」の下に、連結損益計算書、連結貸借対照表を加え、」を加える。

第十八條のうち日本輸出入銀行法第三十五條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び貸借対照表」を、貸借対照表及び連結貸借対照表に改め、」損益計算書の下に、及び連結損益計算書を加え、」を加える。

第十九條のうち日本開発銀行法第三十三條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び貸借対照表」を、貸借対照表及び連結貸借対照表に改め、」損益計算書の下に、及び連結損益計算書を加え、」を加える。

第二十條のうち私立学校教職員共済組合法第四十條第四項の改正規定中「第四十條第四項」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、同条第四項に改める。

第二十一條のうち放送大学学園法第二十八條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加える。

第二十二條のうち国立教育会館法第二十五條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、」を加える。

第二十三條のうち日本私立学校振興・共済事業団法第三十條第三項の改正規定中「第三十條第三項」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、同条第三項に改める。

第二十四條のうち日本私立学校振興・共済事業団法第三十條第三項の改正規定中「第三十條第三項」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、同条第三項に改める。

第二十五條のうち日本私立学校振興・共済事業団法第三十條第三項の改正規定中「第三十條第三項」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、同条第三項に改める。

第二十六條のうち日本私立学校振興・共済事業団法第三十條第三項の改正規定中「第三十條第三項」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、同条第三項に改める。

第五十九条のうち新東京国際空港公団法第二十七条の見出しの改正規定中「改め」の下に「同条第一項中「及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め」を加える。

第六十条のうち簡易保険福祉事業団法第二十三条の見出しの改正規定中「改め」の下に、「同条第

「項中」及び損益計算書を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改め、同条第三項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改める。

第六十一條のうち放送法第四十條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め、同条第四項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十二條のうち日本労働研究機構法第二十九條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め、同条第三項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十三條のうち雇傭促進事業団法第二十四條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に」を加え、同条第三項の改正規定のうち同項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に」改める。

第六十四条のうち中小企業退職金共済法第五十条第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に、「を加え、同条第三項の改正規定のうち同項中」及び「損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十五條のうち中小企業退職金共済法第七十

平成九年六月十七日印刷

「第四條第三項の改正規定中「第七十四條第三項中」を「第七十四條第一項中」及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め、同条第三項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十六條のうち労働福祉事業団法第二十四条の見出しの改正規定中「改め」の下に、「同条第一項中」及び損益計算書を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書に改めを加え、同条対照表及び連結損益計算書に改めを加え、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改める。

第六十七條のうち首都高速道路公団法第三十五條第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に」を加える。

第六十八條のうち阪神高速道路公団法第三十四條の見出しの改正規定中「改め」の下に、「同条第一項中及び損益計算書」を「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改めを加える。

第六十九條のうち日本道路公団法第二十四条第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に「」を加える。

第七十條のうち本州四國連絡橋公団法第三十六條の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め」を加える。

第七十一條のうち日本勤労者住宅協会法第三十

条の見出しの改正規定中「改め」の下に、同条第一項中「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に改め」を加える。

第七十二条のうち住宅・都市整備公団法第五十

二条第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「及び損益計算書」を、「損益計算書、連結貸借対照表及び連結損益計算書」に、「を加える。

行政改革に関する特別委員会議録第六号中正誤
ページ 段行誤 正
三二 三 いろいろ いろいろ

二
二
三
いろ
いろ

いろいろ

1

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K